

蒲郡市地域公共交通総合連携計画（案）のパブリックコメント実施結果について

募集期間	平成26年2月21日（金）から平成26年3月23日（日）まで
担当課	総務部 安全安心課
蒲郡市地域公共交通総合連携計画（案）の閲覧方法	
(1) ホームページからの閲覧 (2) 冊子の閲覧場所 ・総務部安全安心課（市役所新館4階）・図書館 ・情報ネットワークセンター（生命の海科学館） ・西浦、形原、塩津、三谷、大塚公民館	
意見の提出方法	
・直接持参 安全安心課へ書面で提出・郵送・FAX ・E-mail	

○提出意見と市の考え方

No.	提出意見（要約）	市の考え方
1	<p>高齢者が市民病院に行くのは大変。買物についても小回りきく小型のバスが出来るようになれば大分楽になるのではないか。</p> <p>バスの本数を増やしてほしい。</p>	<p>路線バスにつきましては、これまで民間のバス事業者の事業として展開されてきました。車両の選択も事業者が調達対応してきました。こうした経緯をふまえ、今後は地域、行政、事業者で組織する「地域バス協議会」を設置し、三者で連携してルート、ダイヤ等について協議していきたいと考えております。つきましては、ぜひ「地域バス協議会」にご参加いただき、ご意見いただきたいと考えております。</p>
2-1	<p>名鉄西尾・蒲郡線の活性化実施計画（アクションプラン）について、イベントの開催では赤字解消にはならない。アクションプランには名鉄自身の存続のための努力、意向、条件等が記載されておらず、両市の努力が適切なものなのか不明。</p> <p>始めから計画が心もとない。</p>	<p>名鉄西尾・蒲郡線活性化実施計画（アクションプラン）は、名鉄西尾・蒲郡線活性化協議会で策定されており、担当部局に情報提供を行い、連携していきたいと考えております。</p> <p>なお、地域公共交通総合連携計画で実施する事業は、名鉄西尾蒲郡線の利用者増につながる事業を想定しています。</p>
2-2	<p>既存バス路線の見直し検討については、「当該路線がカバーする地区からなる『地域バス協議会』を設置し、ルート、ダイヤ、停留所位置、料金設定等について再確認をし、事業見直しの必要性を検討する」とあるが、見直しをしてほしいのは当該路線がカバーしていない地区ではないか。なぜ、住宅密集地区を避けて走るのか。</p> <p>一度、市内全域をデマンドバスで公共交通路線を構成することを検討する</p>	<p>既存の路線バスの利用者、非利用者ともに地域バス協議会には参加していただきたいと考えており、事業者も含めて協議していきたいと考えております。</p> <p>既存公共交通機関の利用者にとっては、これらの存続、拡充が必要だと考えており、沿線住民とそれ以外の住民といっしょに協議し、どんなルートが良いのか、どんな運行方式が良いのか（デマンド型を含め）、地域バス協議会で協議していきたいと考えます。</p>

	価値があるのではないか。	
2-3	「公共交通のカバーする地域は鉄道駅から500m、バス停から300m」という発想は、昔公共交通を設置する時に考えられた基準ではないか。交通弱者、高齢者には距離が長いのではないか。	カバーの範囲については、一般的な目安の数値であると考えております。 設定の条件によっては変化するものだと認識しております。 この目安以上の対応が必要かは、交通会議等で合意形成していくこととなります。
2-4	フィーダー路線の事業化について、既存のバス停に結んでも幹線バスが走っていないければ意味がない。どれくらいの本数になれば利用が増えるか、先進都市の研究が必要。また、幹線バス停に行くより直接目的地を結んだほうが距離が短い地区が少なくない。 試験運行に時間をかけなくてもシミュレーションができるのではないか。	既存路線との重複等を考えながら路線の設定は協議していきたいと考えております。 シミュレーションしても実際に乗車する行動に移るかは試験をしなければ分かりません。試験運行では、地域の意識やダイヤ、路線等さまざまな条件で変わってくるものだと考えており、試験運行後もその状況によって協議を行い、検討していきたいと考えております。
2-5	「地域で創り、守り、育てる」習慣をまず始めに地域に移植しなければ地域は戸惑うばかりである。地域には、主体的に課題を掘り出して協議する習慣も余力もなく、脱却するには行政からの働きかけが必要。「地元協議組織」が設置されたところからといっても行政の責任回避の言い訳ではないか。	バス事業はこれまで民間の事業として行われてきたもので、公的サービスではありません。新しい交通サービスを実施するには、地域の主体性が求められると考えますので、モデル地域に関しては、公共交通に対する意識や意思が重要だと考えております。 モデル地域での状況を他地域に周知し、地元協議組織の設置を促していきたいと考えております。
2-6	「地域協議・ワークショップ」等の実施をどれくらい丁寧に実施するのか。 「将来の公共交通システムについて、区会を通して各常会の総会において地域の要望について協議することを求める。各常会の要望を区会でさらに協議する。区会での協議結果を区内の住民に返すこと。」を依頼し、地区内の年寄りが顔を合わせれば公共交通システムの話をするようにしなければ行政の責任を果たしたことになる。	アンケート結果などからもわかるように、公共交通に対する意識は、まだ低いと考えております。公共交通の利用を促す働きかけ事業等を通じて意識の向上をはかっていきたいと考えております。 また、新しい交通の事業構築を行うには、各種法令等の制約や既存事業者との調整など、専門的な諸条件をクリアしていくことも求められ、地域住民だけでなく関係主体との調整も必要です。地元協議組織には、区会代表者等にも参画いただき、地域内の住民調整意見は代表者を通して反映するなど、地域の協力を得ながら関係者間の合意形成を進めていきたいと考えております。

「蒲郡市地域公共交通総合連携計画（案）」 へのパブリックコメントを募集しています

市では、「子どもや高齢者らが安心して移動することのできる公共交通体系」、「地域で創り、守り育てあげる持続性の高い公共交通体系」という将来像を目指すための、蒲郡市地域公共交通総合連携計画の策定を進めています。計画策定にあたり、広く市民の皆さんから意見を募集します。

案件名	蒲郡市地域公共交通総合連携計画(案)
募集期間	平成26年2月21日(金曜日)から平成26年3月23日(日曜日) まで
担当課	総務部 安全安心課
蒲郡市地域公共交通総合連携計画(案)の閲覧 (1)ホームページからの閲覧 ・蒲郡市地域公共交通総合連携計画(案) (2)冊子の閲覧場所 ・総務部安全安心課(市役所新館4階) ・図書館 ・情報ネットワークセンター(生命の海科学館) ・西浦、形原、塩津、三谷、大塚公民館 (ご注意) 閲覧できる時間帯は、それぞれの施設の開館時間に限ります。	
意見の提出方法 ・直接持参 安全安心課へ書面で提出 ・郵送 〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号「蒲郡市役所 総務部 安全安心課」(当日消印有効) ・FAX (0533)66-1183 ・E-mail anzen@city.gamagori.lg.jp (ご注意) 電子メールによる送信は、インターネット上で通信中のデータが暗号化(保護)されませんので、予めご了承ください。	
意見等の書式 ご意見等の書式は特に定めていませんが、書面やFAX、E-mailの表題は、「蒲郡市地域公共交通総合連携計画(案)への意見」と記載ください。郵便番号、住所、氏名(法人・団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名)、連絡先(電話番号、メールアドレスなど)を明記の上、上記のいずれかの方法でご提出ください。 なお、電話によるご意見は、受け付けできません。	
公表 お寄せいただきましたご意見等は、平成26年3月下旬以降に市のホームページ等で公表いたします。ただし、個人及び法人に関する情報、または特定の個人及び法人が識別され得る記述がある場合は、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。ご意見に付記された個人情報等は適正に管理し、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。	

お問い合わせ：蒲郡市役所 総務部 安全安心課 〒443-0046 蒲郡市旭町17番1号

TEL：66-1156 FAX：66-1183 E-mail：anzen@city.gamagori.lg.jp